

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 市の緊急支援策（市独自施策）

## 水道料金（基本使用料）の無償化

新型コロナウイルス感染症拡大に対する生活支援として、全ての世帯と事業所の水道料金のうち上水道基本料金（7月～12月検針分）の無償化を行います。なお、手続きは不要です。



## 市立小学校給食費の無償化

子育て世帯の生活支援として、学校再開後の小学校給食費を3月まで無償とします。



## 市立幼稚園の保育室（教室）へのエアコン設置

緊急事態宣言の解除など、幼稚園再開後に夏季開園も視野に入れ、保育室にエアコンを設置します。なお、保育園及び小中学校の普通教室については整備済みです。

## 市立中学校給食費の半額化

子育て世帯の生活支援として、学校再開後の中学校給食費を3月まで半額とします。また、現在給食を食べていない生徒についてもお申込みいただけます。

## 市長の給与の減額

新型コロナウイルス感染拡大防止による自粛要請等の状況も踏まえ、現在25%減額している給与に25%を加えた合計50%を給与減額します。

・期間 任期中の令和2年6月～7月分

## 特別職（副市長2名・教育長）の期末手当の減額

新型コロナウイルス感染拡大防止による自粛要請等の状況も踏まえ、6月分の期末手当を20%減額します。

これらの施策は、市民の皆様にもっと近い行政である市ができることとして取り組みを進め、すでに市議会でも承認されています。また、次の新たな施策も、市民の皆様からのご意見をもとに、これより大きな規模のものを策定しました。6月の市議会に上程し、取り組みを進めます。（市ウェブサイトに掲載します）



羽曳野市新型コロナウイルス感染症対策本部（危機管理室災害対策課）  
☎：072-958-1111（内線）2717 FAX：072-957-1371